

宇宙活動法の施行について

平成30年12月13日

文部科学省研究開発局



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の概要(通称:宇宙活動法)

内閣府宇宙開発戦略推進事務局提供

1. 法律の必要性及び背景

○我が国における民間による宇宙活動の進展に伴い、これに対応した宇宙諸条約の担保法が必要

(背景)

- ・ 宇宙諸条約に基づけば、自国の非政府団体の宇宙活動に対しては、国の許可及び継続的監督が必要(宇宙条約第6条)。
- ・ 我が国以外の世界21か国(米仏露中韓等)においては、担保法を制定済み。

○我が国の民間事業を推進するためにも、予見性を高めるため制度インフラとして法整備が必要

(背景)

- ・ 米国では商業打上げ法により、遵守すべき基準等の明確化、政府の補償制度の導入を行い、事業リスクの低減化を実施。SpaceX社等が商業打上げ市場へ新規参入。



民間発小型衛星
(日)アクセルスペース社



ファルコン9ロケット
(米)スペースX社

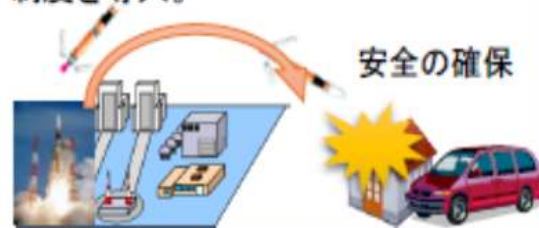


超小型衛星打上げロケット(イメージ)
(日)インターステラテクノロジズ社

2. 法律の概要

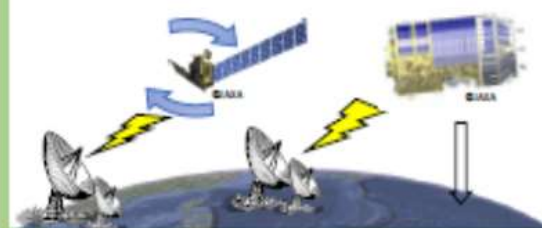
人工衛星等の打上げに係る許可制度

1. 人工衛星等の打上げを許可制とし、飛行経路周辺の安全確保、宇宙諸条約的確かかつ円滑な実施等について事前審査。
2. ロケットの型式設計、打上げ施設の基準への適合性について事前認定制度を導入。



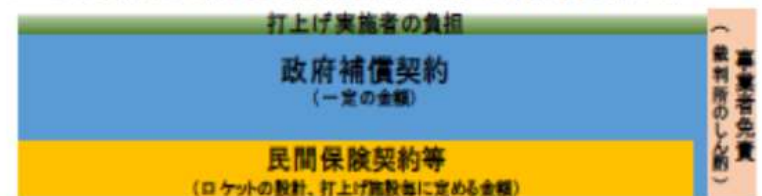
人工衛星の管理に係る許可制度

人工衛星の管理を許可制とし、①宇宙諸条約的確かかつ円滑な実施、②宇宙空間の有害な汚染等の防止、③再突入における着地点周辺の安全確保等について事前審査。



第三者損害賠償制度

1. 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に伴い地上で発生した第三者損害を無過失責任とし、打上げ実施者については責任を集中する。
2. 打上げ実施者に第三者損害を賠償するための保険の締結等を義務づけ。
3. 2の損害賠償担保措置でカバーできない損害について、政府が補償契約を締結できる制度を導入。



人工衛星等の打上げにおけるJAXA法と宇宙活動法の比較

		JAXA法	宇宙活動法
打上げの監督	監督の方法	人工衛星等打上げ基準（主務大臣認可）に従って、打上げ毎に、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会宇宙開発利用部会における審査を行う（第18条）	打上げ毎に、内閣総理大臣の許可を受ける（第4条）*
	打上げ実施者	JAXA	内閣総理大臣の許可を受けた者（第4条）
	打上げ射場	JAXAの管理する打上げ射場（種子島及び内之浦）	安全基準に適合した打上げ施設（第6条第2号）
第三者損害賠償制度	損害賠償責任	JAXA法上の規定なし	無過失責任（第35条）
	責任集中	JAXA法上の規定なし。但し、JAXAが賠償の全部を引き受ける特約を締結可（第22条）	打上げ実施者（第36条）
	損害賠償担保措置	民間保険契約（第21条）	民間保険契約及び政府補償契約の締結もしくは供託又はこれらに相当する措置（第9条）※
	賠償担保額	主務大臣が定める保険金額（第21条第2項）	内閣府令で定める金額（第9条第2項）
	損害賠償担保措置でカバーできない賠償への対応	規定なし。但し、JAXAが賠償の全部を引き受ける特約を締結可（第22条）	内閣府令で定める金額まで政府補償契約を締結可（第40条第2項）

* 予めロケットの設計について型式認定（第13条）、ロケットの型式ごとに打上げ施設について適合認定（第16条）が可能

※ 損害賠償担保措置における政府補償契約は第40条第1項に基づくものであり、特定ロケット落下等損害（第2条第9号）を補償する